

# Weekly Report

第249号  
平成26年1月27日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 知っておきたい医療控除 Q&A

医療費控除は、本人または生計を一にする親族のために支払った医療費（保険金などは差し引く）が10万円を超える場合、一定金額を所得控除できる制度です。

### ◆Q&A

#### Q. 10万円を超えていれば、全額が控除できる？

A. できません。10万円（所得200万円未満の方は所得の5%）を超えた部分の金額が控除額となります（最高200万円）。

#### Q. 風邪や腹痛等を治すために薬局で購入した市販の医薬品は控除の対象？

A. 対象となります。ただし、ビタミン剤などの病気の予防や健康維持のための費用は対象外です。

#### Q. 人間ドックや健康診断の費用は対象？

A. 疾病の治療を行うものではないので、原則として対象外です。

#### Q. 通院するための交通費は？

A. 電車やバスなどの交通機関を利用した場合、対象となります（付添が必要な場合は、付添人の交通費も含む）。なお、自家用車で通院した場合のガソリン代等は、対象外です。

#### Q. 個室に入院した場合の差額ベッド代は？

A. 治療のために必要な場合は対象となりますが、本人や家族の都合で個室にした場合は対象外です。

#### Q. 保険適用外の自由診療は対象外？

A. 保険適用の有無は関係なく、治療目的であれば対象となります。例えば、事由市町村料となるインプラント治療（人工歯根）や、レーザー手術（視力回復レーザー手術）などは対象です。一方、美容目的で行うものは対象外です。

## 4月から中小企業の特許料等が1/3に軽減

今月20日に産業競争力強化法が施行され、生産性向上設備投資促進税制などの設備投資減税をはじめ、ベンチャー投資や規制緩和、事業再生などに係る支援措置が実施されています。

また、4月からは中小企業に対する特許料等の軽減措置が拡充され、国内出願の「審査請求料」と「特許料（1～10年分）」、国際出願の「調査手数料・送付手数料・予備審査手数料」が1/3に軽減されます（26年4月～30年3月までに審査請求等を行う場合に適用）。なお、軽減措置の対象は、従業員20人以下（商業、サービス業は5人以下）、または設立10年未満（法人は資本金3億円以下）の企業となります。

## 失敗に繋がった原因を改善する

失敗には必ず原因があります。表面化した失敗だけを反省し対策をしても、その失敗に至った原因がわからなければ、また同じような失敗を繰り返すこととなりますので、失敗に繋がった原因を突き止め、改善する必要があります。

また、何事も小さな積み重ねが大きな結果を生みますので、大きな失敗をしないためにも、小さなミスを軽視しないことが重要です。

★法定調書・給与支払報告書・固定資産税の償却資産に関する申告書の提出期限は1月31日（金）。